

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年3月22日(2012.3.22)

【公開番号】特開2011-240184(P2011-240184A)

【公開日】平成23年12月1日(2011.12.1)

【年通号数】公開・登録公報2011-048

【出願番号】特願2011-193381(P2011-193381)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 C

【手続補正書】

【提出日】平成24年2月2日(2012.2.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

請求項1に係る遊技機は、

透明樹脂からなり、遊技者の操作によって遊技媒体が打ち込まれる遊技領域が形成される板状のベース本体と、

前記遊技領域に対応して前後方向に貫通する貫通口を有し、前記ベース本体の外周を囲むベース枠体と、

前記ベース本体の外周と前記ベース枠体との間に配置され、前記ベース本体の伸縮を許容し、かつ、接着に依らない伸縮許容手段と、

前記遊技領域の外周を区画形成する前構成部材と、

を具備する遊技盤を備え、

前記伸縮許容手段は、

前記ベース本体が前記ベース枠体の前記貫通口内に挿入された状態において、前記ベース本体の外周面と前記貫通口の内周面との間に、前記ベース本体の伸縮を許容するために形成されたクリアランスとされ、

さらに、前記遊技盤は、

前記ベース本体が、

前記ベース枠体又は前記前構成部材によって、移動不能に固定される不動固定部と、板状の面が伸びる方向に移動可能に固定される可動固定部とを備え、

前記ベース枠体と前記前構成部材とで前後方向において支持されている、

ことを特徴とする。

請求項2に係る遊技機は、請求項1に係る遊技機において、前記ベース枠体の前面と、前記ベース本体の前面とが、略面一とされていることを特徴とするものである。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

透明樹脂からなり、遊技者の操作によって遊技媒体が打ち込まれる遊技領域が形成される板状のベース本体と、

前記遊技領域に対応して前後方向に貫通する貫通口を有し、前記ベース本体の外周を囲むベース枠体と、

前記ベース本体の外周と前記ベース枠体との間に配置され、前記ベース本体の伸縮を許容し、かつ、接着に依らない伸縮許容手段と、

前記遊技領域の外周を区画形成する前構成部材と、
を具備する遊技盤を備え、

前記伸縮許容手段は、

前記ベース本体が前記ベース枠体の前記貫通口内に挿入された状態において、前記ベース本体の外周面と前記貫通口の内周面との間に、前記ベース本体の伸縮を許容するために形成されたクリアランスとされ、

さらに、前記遊技盤は、

前記ベース本体が、

前記ベース枠体又は前記前構成部材によって、移動不能に固定される不動固定部と、板状の面が伸びる方向に移動可能に固定される可動固定部とを備え、

前記ベース枠体と前記前構成部材とで前後方向において支持されている、
ことを特徴とする遊技機。

【請求項 2】

前記ベース枠体の前面と、前記ベース本体の前面とが、略面一とされている、
ことを特徴とする請求項 1 に記載の遊技機。